遠足・旅行的行事及び校外学習実施に関する基本的な考え方　R2.8.24
（新型コロナウイルス感染防止対応に基づく校外行事の実施について）

つくばみらい市立陽光台小学校小学校

新型コロナウイルス感染が予断を許さない状況の中，児童が楽しみにし，また，教育的意義を認める遠足・旅行的行事について，「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」，学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル　～「学校の新しい生活様式」～等を参照し実施できる方向性を見極めつつ計画をすすめております。

保護者の皆様のご協力をいただきたく存じます。以下の点について，ご理解くださいますようお願いいたします。

1　実施に当たって

・遠足，旅行的行事及び校外学習については，教育的意義と学習効果を勘案しながら，新型コロナウイルス感染防止を前提とした計画・実施に最大限の配慮を行います。
・行事の準備・実施に伴う授業時数削減を最小限にとどめ，授業進度の確保に努めます。
・現地（行き先等）及び利用交通機関等の新型コロナウイルス感染防止対策状況を精査するとともに，雨天時コースの詳細及びコース変更の判断基準を明確にいたします。
・校外での移動については，学校で手配・予約したバスを利用し，不特定多数の人が利用する公共交通機関を使用しません。
・集合場所については可能な限り，開放した広い場所を確保し，集合の方法，クラスや列の間隔・前後の隊形，並びに移動方法や経路について，余裕を持たせた体制・方法を確保します。又，クラス単位等の点呼，注意指導等を行う場合には短時間で行います。
【※解散の場面も同様】
・班別，グループ行動中においても，可能な範囲で「密を避ける行動」に留意し，各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的に実施します。並びに，行動経路・範囲を厳格に計画し，当日の変更内容等も記録します。【※感染範囲の特定の為】
・旅行終了後の健康観察参加者ご本人や同居のご家族等も含めた健康状態の経過観察を，実施後の一定期間（目安として２週間程度）行うようにお願いいたします。
・遠足・旅行的行事については，事前に参加同意書の提出をお願いします。参加確認後のキャンセルの場合は，キャンセルの人数によってはバス代の返金ができないこともあります。（バス代の返金は一人当たりの旅費の増加分が大きくなってしまうため）
・旅行中は，手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして，共用はしないよう準備ご協力お願いいたします。
・児童・生徒様につきましては食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて，新型コロナによる重症化リスクの可能性も事前にお知らせ頂き，主治医の見解を確認のうえ，学校との協議により参加の是非を検討願います。
・遠足・旅行的行事の実施・参加の可否について，以下に判断基準を予め提示いたします。

2　輸送機関利用上の対策（バス利用について）

・バス乗車中は，常時換気を行い，マスク着用，飲食の制限を行うこと。
・バス内の消毒等について，事前にバス会社との確認，現場での確認を行うこと。
・各交通機関の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し，実施を励行して頂きます。（空調装置・窓開けによる換気，設備や車両の定期的な消毒，手洗い・消毒設備の設置，利用者への注意喚起，乗務員・従業員の指導・管理徹底等）

・各輸送機関の座席については，乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用し，会話を控えめにすることを前提で一人につき１席ずつの座席利用を基本とします。
【※バス酔い等による移動の可能性はあります】
・乗車時には，会話を必要最小限にする等，児童には感染症予防のための行をするよう指導します。
・乗務員・従業員の定期的な検温等，健康管理を徹底し，濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ，適切な労務管理を徹底して頂くよう要請いたします。

３ 行事実施の可否に係る判断基準

・本校児童・教職員について，実施 14 日前から感染者及び濃厚接触者がいないこと。
・現地（行き先，見学先）の感染状況及び感染防止対策に問題がないこと。
・利用するバス会社の感染防止対策が十分になされていること。

４ 児童が参加できない事由（不参加となる判断基準）

① 参加予定児童が実施前々日（２日前）から，37 ℃以上の発熱等の症状が続いている場合
② 実施当日（前日の就寝以降），37 ℃以上の発熱がある場合
③ 日常的に服薬・医療措置等が必要な児童で，薬品等の自己管理及び自分の服薬・措置等の実行管理ができない場合

【※ ①･②は「出席停止」，③は自宅学習をもって「出席」扱いとする。】

☆重要☆

上記③については，はじめから「不参加」として諦めずに，参加の可能性・方法を早めに保護者・学校で協議する場を設け，「参加できる」ための方策・対応を検討します。（学校では，個別対応のための引率増員ができないため，保護者の協力等などの合意形成を行いたいと考えています）

５ 校外学習の中止等について

・旅程途中における緊急事態，事故及び現地感染状況の急変等により，旅行の安全かつ円滑な実施が困難，または困難となる可能性が大きい場合は，学校として中止等の決定をとる場合があることを予めご了承ください。
・校外学習そのものが中止の事態に至った場合は，現況及び以後の対応について学校よりお知らせいたします。

６ 参加児童が日程途中で参加できなくなった場合

・事故や体調の悪化等で旅行に同行あるいは，活動に取り組むことができなくなった場合は，保護者に連絡し，以降の対応・措置について決定いたします。
・旅行実施中の発症者発生時には，速やかに発症者の隔離・看護を行い，濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行います。管轄保健所と医師の判断に従い，発症者と濃厚接触者への対応を行います。また，それらの関係者の意見を参考に、事後の行程に関する検討を行います。　【※緊急メールを通して保護者にも同時進行にて状況連絡を行います。】

今後の感染状況や推移，最新の科学的知見を反映して適宜見直すことがあります。